

がん薬物療法認定薬剤師研修事業実施要綱

1. 基本的事項

(1) 研修の目的

本事業は、がん薬物療法に必要な知識、技能、臨床経験を修得させ、がん薬物療法に必要ながんに関する高度な専門性を有する薬剤師を養成することにより、がん医療水準の均てん化を推進することを目的とする。なお、本事業は、開始から10年以上を経て全国的にがん医療の水準は一定のレベルに到達したものと判断できることから、令和3年度より新基軸の研修とする。

(2) 研修の実施主体

本事業は、一般社団法人日本病院薬剤師会（以下、日本病院薬剤師会）が運営する。

(3) 研修対象者

- ① 本研修は、主に、都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院および特定機能病院等に所属する薬剤師で、3年以上の実務経験を有する者を対象とする。
- ② 研修者の選定は、日本病院薬剤師会がん薬物療法認定薬剤師認定申請資格を参考にして、日本病院薬剤師会が行う。
- ③ 本研修対象者は、病院薬剤師業務全般（「病院薬剤師のための業務チェックリスト」（日本病院薬剤師会薬剤業務委員会作成）参照）が行えることに加え、抗がん剤調製、がん患者に対する薬剤管理指導業務及び薬物治療モニタリングの経験を有することが望ましい。

(4) 研修期間

本研修の期間は8週間とし、第1期（10月から11月）、第2期（2月から3月）の年2回行うこととする。

2. 研修指導薬剤師

研修指導薬剤師は、研修施設に所属する常勤職員であって、原則として以下に掲げる事項を満たすこと。

- ① 研修指導薬剤師は、病院薬剤師としての実務経験が5年以上あり、調剤業務、製剤業務、薬剤管理指導業務、医薬品情報管理業務、医薬品管理業務等に十分な指導能力を有していること。

- ② 研修指導薬剤師のうち、少なくとも1人は、日本病院薬剤師会が認定した・がん薬物療法認定薬剤師あるいは日本医療薬学会が認定したがん指導薬剤師・がん専門薬剤師であること。
- ③ 研修指導薬剤師は、日本病院薬剤師会会員でなければならない。また、日病薬病院薬学認定薬剤師等の有資格者であることが望ましい。

3. 施設と設備

研修施設：下記(1)施設の①から⑦及び(2)設備の①から④を満たしているものとして、日本病院薬剤師会が認定する施設

暫定研修施設：厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（地域・都道府県・特定地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、小児がん拠点病院および国立がん研究センターのこと、以後、「がん診療連携拠点病院等」とする。）で下記(1)施設の③を満たしている場合に、日本病院薬剤師会が認定する施設（既に、研修施設として認定されている施設は除く）。また、研修生を受け入れないものとする。

(1) 施設

- ① 研修総括薬剤師を1名選任すること。研修総括薬剤師は研修指導薬剤師と協力して自施設の研修カリキュラムおよび研修計画の作成、施設内関係部門との調整、研修者の評価等を行うなど、本研修を総括すること。
- ② 薬剤部門において、実技研修項目の指導ができること。なお、各項目に応じて、専任の研修指導薬剤師を配置することが望ましいが、特定の研修指導薬剤師が総合的な指導を行うことでも差し支えない。
- ③ 日本病院薬剤師会が認定した・がん薬物療法認定薬剤師あるいは日本医療薬学会が認定したがん指導薬剤師・がん専門薬剤師が1人以上常勤していること。
- ④ 外来化学療法室等において、薬剤師が指導できること。
- ⑤ 緩和ケアチームがあって、薬剤師が業務に従事していること。
- ⑥ 臨床腫瘍学およびがん薬物治療学を指導するのに十分な資質を兼ね備えた専門医またはそれに準じる医師が勤務していること。なお、放射線治療医、臨床病理医、精神腫瘍医、緩和ケア専門医、生物統計家などの専門家が勤務していることが望ましい。
- ⑦ 臨床試験審査委員会(IRB)を有していること。

(2) 設備

- ① 本研修カリキュラムを遂行することのできる入院設備、緊急治療設備、外来治療設備等が整備されていること。
- ② 以下の診療報酬の施設基準を全て届け出て、算定していること。

- ・ 薬剤管理指導料・ 無菌製剤処理料 1
- ・ 外来化学療法加算 1 又は 2
- ③ 以下の診療報酬の施設基準を全て届け出ていることが望ましい。
 - ・ 特定薬剤治療管理料
 - ・ 病棟薬剤業務実施加算
 - ・ 緩和ケア病棟入院料又は緩和ケア診療加算
 - ・ 処方料又は処方せん料（抗悪性腫瘍剤処方管理加算）
 - ・ がん診療連携拠点病院加算
 - ・ がん患者指導管理料
- ④ その他、研修に必要な設備、図書、雑誌の整備が行われていること。

本研修を実施する研修施設は、5年ごとの研修施設認定更新時において、上記(1)施設の①から⑦及び(2)設備の①から④を満たしていなければならない。ただし更新申請までの5年間に研修生の受け入れ実績等がある場合に、最長2年間、更新の保留を認めることとする。保留を申請する場合は、所定の理由書を提出すること。

本研修を実施する暫定研修施設は、5年ごとの研修施設認定更新時において、更新申請までの5年間に、日本病院薬剤師会が認定した・がん薬物療法認定薬剤師あるいは日本医療薬学会が認定したがん指導薬剤師・がん専門薬剤師に1名以上認定されなければならない。

4. 研修の内容

研修内容は、がん薬物療法認定薬剤師研修事業コアカリキュラムに従い日本病院薬剤師会が主催する講義研修および各研修施設が行う講義研修、実技研修とする。

(1) 講義研修

研修者は日本病院薬剤師会が主催する研修（2日間の集中教育講座）を受講することを必須とする。

また、各研修施設で実施する講義研修は、集中教育講座を補うため、より実臨床に即した内容とすることが望ましい。特にコアカリキュラム2. がん薬物療法認定薬剤師に必要な知識（1）、（2）を参考に、研修者が研修終了後、網羅的にがん薬物療法についての指導ができることが望ましい。

(2) 実技研修

実技研修には、以下の内容が含まれていなければならない。

- ① レジメン管理（注射薬、内服薬）
- ② がん薬物療法に関する情報収集、評価、提供
- ③ 入院患者のがん薬物療法に係る薬剤管理指導（病棟カンファレンスへの参加を含む）

- ④ 外来化学療法に係る患者指導（カンファレンスへの参加を含む）
- ⑤ 治療のモニタリングと有害事象への対応
- ⑥ 緩和ケア

また、研修内容の一部について他施設での協力により研修を実施することも可能である。ただし、協力する施設についても、本研修施設・設備の条件を一定程度以上を満たすことを要する。

5. 研修者の評価

- (1) 研修施設は、研修修了時に研修者の習熟度・到達度について、別紙判定票を用い評価する。具体的には、指導薬剤師の判定（別紙 1）および研修者の自己評価（別紙 2）をもとに、研修総括薬剤師が総合評価を行い日本病院薬剤師会に報告する。

各研修施設が研修内容の充実を図るために、独自にアンケートを行うことを妨げない。

- (2) 研修者は、研修修了時に研修内容の評価を行い日本病院薬剤師会に報告する。（別紙 3）

6. 研修修了証書の交付

研修施設は、所定の研修を修了した者に対して、日本病院薬剤師会が発行する修了証書を研修修了時に交付する。

※本実施要綱は、適宜見直しを行うものとする。

制定 平成 18 年 4 月
改定 平成 23 年 2 月 5 日
改定 平成 24 年 2 月 17 日
改定 平成 25 年 2 月 9 日
改定 平成 26 年 2 月 8 日
改定 平成 27 年 2 月 14 日
改定 平成 28 年 2 月 13 日
改定 平成 29 年 2 月 4 日
改定 平成 30 年 2 月 10 日
改定 平成 31 年 2 月 9 日
改定 令和 2 年 2 月 8 日
改定 令和 2 年 10 月 3 日